

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成27年10月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市千手コミュニ ティセンター	長岡市西千手2丁目 5番1号	フレアホール	426.57	平成27年10月5日
		集会室1及び集会室2	92.24	
		集会室3	67.96	
		集会室4	61.33	
		集会室5	259.45	
		和室1、和室2及び和 室3	95.43	
		(旧和室、集会室)	(旧49.41、 67.39)	